

（午前11時10分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番3、6番 辻本君。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問を行います。今回は一点に絞って質問をしておりますので、明確なご答弁をお願いしたいと思います。

本市に4館ある文化センターの運営についてということです。これにつきましては、設置された当時のいきさつがいろいろあると思うんですけども、現状について考えてみますと、大変4館に大きな差異があります。いろんな面でばらばらといいますか、統一がなされておられません。

昭和44年の「同和对策特別措置法」制定後、三度にわたる特別措置法制定によって各般の事業が実施されました。この隣保館事業もその一つであります。平成9年度からは5年間の経過措置法制定により、事業が一般施策に移行されました。隣保館に関しては、「周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして今後一層発展していくことが望まれる」とされております。本市においても、4館の文化センターにおいて、現在も隣保館事業が実施されております。

隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施してきたところでありますけれども、さらなる事業の推進を図るために、平成14年4月からは新しい「隣保館設置運営要綱」が施行されまして、国において運営費等についての

予算措置がなされております。

本市の四つの文化センターにおいては、当初は、昭和40年代ですけれども、福祉館として。そして、それから区民会館といいますか、住民会館として、平成17年まで事業をやっております。それ以降、合併も含めまして、平成17・18年からは文化センターとして役割を果たしてきました。しかしながら、要員や運営費については相当の差異があり、また、将来に向けて、隣保館事業を含めた文化センターのあり方について検討しなくてはならない時期ではないでしょうかと考えております。

よって、下記についてお尋ねいたします。

特にばらつきのあります、要員についてであります。2館の非常勤嘱託館長という問題もありますので、それも含めまして詳しくお教え願いたいと思います。

二つ目は運営費について。これも大きな差異がありますので、具体的にお教え願いたいと思います。

三つ目でありますけれども、これは常任の嘱託館長の賃金についてであります。他の出先の機関等と比較しますと、若干の差があると思いますので、その辺についての差異の理由付けといいますか、理由をきちっとお答え願いたいと思います。

四つ目として、施設ですけれども、1館を除きまして大変老朽化しております。また、大変以前に建てられたということで、バリアフリー化もされていないということで、利用者にとっては大変使いにくい施設となっておりますので、この辺についてもお尋ねしたい。

最後に、今後の文化センターのあり方について。これは大変大事な問題であります。現

在のところ、国での予算措置はされておるわけでありませども、予算のあるなしにかかわらず、この隣保館事業を含めた今後の文化センターをどうしていくんなどということについて、所見をお尋ねしたいと思います。

壇上からは終わります。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君の、文化センターの運営に関する質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）辻本議員の質問にお答えいたします。

市内4館に配置しております職員につきましては、原田文化センターが常勤館長と嘱託職員1名、岸上文化センターが常勤館長と嘱託職員1名、臨時職員1名、伏原文化センターが非常勤館長と嘱託職員1名、臨時職員1名。そして、デイサービス事業を午前9時から午後8時まで運営しているため、臨時職員2名が時間分担し従事しております。また、名古屋文化センターは非常勤館長と嘱託職員2名となっております。

次に、各館の運営費につきましては、管理に要する経費と事業に要する経費の合算額が総額となっております。

まず、管理に要する経費につきましては、前年度決算では社会保険料・雇用保険料を含んだ人件費として、原田文化センター544万7,097円、岸上文化センター771万7,928円、伏原文化センター599万5,460円、名古屋文化センター649万526円。ただし、別に伏原文化センターのデイサービスに係る人件費は141万9,346円となっております。

ほかに、消耗品費、燃料費、電気料、上下水道料、修繕料等、各館の規模に応じた必要な金額を支出しています。ただ、前年度は各施設において外壁塗装、不要受水槽撤去等を

行いましたことから、修繕料にばらつきがあります。

各館の人件費を含まない管理に要する費用は、原田文化センター116万1,805円、岸上文化センター342万3,633円、伏原文化センター405万1,139円、名古屋文化センター153万2,756円です。総計、人件費を含めて管理に要する費用は、原田文化センター660万8,902円、岸上文化センター1,114万1,561円、伏原文化センター1,146万5,945円、名古屋文化センター802万3,282円、4館で3,723万9,690円です。

続きまして、事業に要する経費内訳につきましては、各館で実施しています教室の講師謝金、運営委員会委託料、土地の賃借料が主でございます。総計いたしますと、原田文化センター96万9,981円、岸上文化センター200万142円、伏原文化センター244万2,527円、名古屋文化センター99万9,922円、4館で641万2,572円です。

以上、平成23年度の市内4館の運営費は、管理に要する経費3,723万9,690円と事業に要する経費641万2,572円の合算額、4,365万2,262円となっております。この事業費4,365万2,262円のうち、補助基本額である3,592万4,000円に対する4分の3（国費2分の1、県費4分の1）に相当する2,694万2,000円が隣保館運営費等補助金です。

次の、常勤嘱託館長の賃金につきましては、橋本市嘱託職員の雇用に関する規定第9条第1項において、その基本賃金を業務の内容により3段階に分割して範囲を定めております。これは、近年、特に福祉部門等において行政サービスが多様化しており、それに応じて専門的知識や技能を必要とする、さまざまな職種の嘱託職員の採用が必要となってきたことから、職務の専門性、経験年数や職責などを勘案した、職種別の基本賃金を内規として設定する必要が生じたためです。

文化センター館長として採用する嘱託職員につきましては、「高度な専門的知識を有し、または経験を必要とする業務」を担当する施設の管理者として発令しており、また、時間外勤務手当の支給対象外職員としていることを考慮して、専門職同等として賃金を設定しております。

続きまして、各文化センター施設についてのおたただしですが、各施設につきましては、最も新しい原田文化センターでも昭和63年設置ということで、軒並み老朽化が進んできております。このため、平成23年度に各施設の外壁を塗り直し、雨もり修繕等を重点的に実施いたしました。また、今議会でも、急遽修理をしなければならない箇所が出てまいりましたため、補正予算を計上させていただいております。

以上のように、公の施設として、市民の皆さまに安心して安全に利用いただけますように、ふだんより建物の維持管理に際しましては、施設の職員は細心の注意を払っております。

最後に、今後の文化センターのあり方のおたただしですが、文化センターは現在、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業の隣保事業に位置付けられ、隣保館設置運営要綱並びに橋本市文化センター設置及び管理条例等によって運営しているところであります。

本市におきましては、昭和44年より同和対策の一環として隣保館事業を実施してまいりましたが、平成8年の「地域改善対策協議会の意見具申」並びに「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」の閣議決定により隣保館が一般対策として位置付けされ、また、平成14年3月の地対財特法失効時には、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や、

人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う、とされました。本市は、この要綱の目的に沿い、条例を定めて取り組んでまいりました。

しかしながら、運営補助金のうち、国費部分の交付税参入の方向性が判然としないといった不透明な部分もありますので、国等の動向を見守りながら、今後、橋本市文化センター運営審議会や各センター運営委員会並びに関係団体のご意見をいただき検討してまいりますので、ご理解のほど、よろしく願います。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君、再質問ありますか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）それでは、一つ目から順番にいきたいと思います。まず、要員についてでありますけども、先ほど部長のほうから答弁いただいたんですが、大きな問題を抱えておると私は思います。デイサービスをやっておるので、デイサービスを除いた部分というのは、4館基本的には要員を統一すべきであるのかなと。特に、原田文化センターが常勤職員2名でやっております。これで十分対応ができるのではないかなと思いますし、それからいきますと、伏原、名古屋の館長が非常勤ということについては大きな問題があるのかなと。この辺の館長を、やはり常勤にして館の運営をやっていくと。責任ある立場の者が管理をして館の運営をやっていくというのが、僕は基本ではないかなと思うんですが、その非常勤館長の2館について、常勤館長にするということについて、ご答弁をいただけますか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）若干お時間をいただいて、高野口の文化センターの職員の配置の経緯についてご説明をさせていただきたい

と思うんです。

私事で大変恐縮なんですけども、私は昭和47年に高野口町の役場に採用されまして、最初の職場がその当時伏原隣保館といった名称の、今現在の伏原文化センターになるわけなんですけども、そこへ配属をされたわけでございます。同じく昭和47年に、名古屋隣保館が新しく設置をされました。伏原隣保館につきましては、町の職員が館長として1名、私が行くまでにおられました。名古屋の隣保館につきましては非常勤館長ということで、初代の館長が、同和対策審議会答申の委員をされました藤範晃誠さんが初代館長として名古屋の隣保館の館長をされました。そのときの職員が1名、名古屋の文化センターにおりまして、私も伏原文化センターで館長1名、正職員1名という2名でスタートしたわけです。

その後、伏原の館長が定年退職されまして、その後、非常勤館長ということで、常勤館長をやめまして、非常勤館長を伏原の隣保館のほうへ置かれるようになりました。そのかわりに職員が1名増員されまして、非常勤館長1名と常勤職員、町の職員ですけども2名、名古屋が非常勤館長1名と常勤職員1名といった形で推移をしてきました。その後、地域の中から同和問題解決に向けて、いろんな要望が出される中で、現有の職員では少ないといった、その当時の高野口町の判断の中で、伏原の隣保館が2名から3名になり、名古屋の文化センターが、館長が非常勤で1名から職員が2名に変わっていったと。そういった状況があるわけです。

そういったことで、旧の高野口町につきましては、館長については非常勤の館長を置きながら、職員については正規職員を配置して、地域の同和問題の解決に向けた隣保事業をやっていくという流れでずっと来ていたと。

旧橋本市につきましては、もともとは常勤

館長やったらしいんですけども、非常勤館長でずっと来ていたということで、そういった歴史的な経過というのが若干、旧の橋本市と旧の高野口町が違うというところが一つあるうとかと思います。

そんな中で、正規職員、いわゆる隣保館の果たす役割というのが大きく変わってきたということで、いわゆる行政改革も含めた中で、正規職員から嘱託職員へと高野口も橋本も変わっていったというふうに私は聞いております。そんなことで、もともとの設置された状況が異なるということもありまして、今現在まで、そういった形で来ておると思います。

ただ、費用から申しますと、確かに議員がおっしゃられるように嘱託館長、常勤の館長が1名と、嘱託の職員が1名と比べましたら、費用的には確かに非常勤館長と職員がおるということになれば、そのほうが費用面では多くあると思うんですけども、今後、職員の配置については一番最後のご質問にもあります、今後の文化センターのあり方等についても、すべて関連をしてくる事項だと思っておりますので、時間をかけながらゆっくり検討していきたいなど。どちらかに合わすというのは、おっしゃられるとおりにかなというふうに思いますので、検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）経緯というのは私も十分知っておるんですよ。そやから、昔の経緯は、もうこの際、やはり特に文化センターという名称になった時点で、僕は昔の経緯はもう関係ないと思うんですよ。新しいやり方で、やはり公平にきちっと要員を、公民館もきちっと要員やりましたね。決めましたでしょう。そやから、そういう形の中でやっていくというのが、一番僕は望ましいと思うんですけど

も、特に館長の非常勤の部分について、これを常勤にするということについては、どのようにお考えですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）非常勤から常勤に変えるということをございますけども、当然、変えていくということになれば、運営委員会のご意見やら、また、地元のご意見も聞いていかなんというふうに考えております。先ほども答弁させていただきましたように、過去の経緯は経緯として、どちらかに合わせていくということは必要だと思いますので、お時間をいただく中で検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）この部分については、できるだけ、要員的にはともかく、常勤館長にしていくということは大変大事だと思うんですよ。非常勤で週25時間。そうでしょう。非常勤館長、週25時間働かして、どこまで責任とらすんですか。その辺。そうでしょう。昔は経緯があって、館長は地域の人で、非常勤館長がいましたよ。そのかわり、正職がいましたわな。課長補佐級ぐらいの正職がいました。そうでしょう。今はもう全部嘱託という形でやっている中でいくと、やっぱり嘱託館長であってでも、それなりの責任を持たすのであれば、これは非常勤というのはちょっとおかしな話だと思うんですよ。その辺の修正をきちっとしていくということでない、私も今回一般質問した限りの値打ちはありませんので、その辺十分。

ほんで、要員の問題についても、デイサービスについては、僕は別でいいと思うんです。別の事業をやっているんやから。文化センターの事業をやっている部分は全部統一していく。で、プラスアルファでデイサービス事業

をやっているところは、それはそれとして要員補充をしていくというのは、これは当然のことではないかなと思うんですけどね。今のやり方が本来おかしなやり方でしょう。市として地域の要望を聞いていく、地域の要望を聞いていくと。いつまで同和対策事業と同じようなことをするんですか。やっぱり市として文化センター事業をどうしていくんとなったときに、この要員はこうやということ、やっぱり市として出していかんとだめじゃないんですか。そのことによって差があるというのは、本来おかしな話でしょう。人件費でも大きく差があるわけでしょう。デイサービスを除いてもね。デイサービスを除いても差があるというのは、ちょっとおかしいと違いませんか。2人でやれるところは2人でやれと。ほんで非常勤館長を置いて、3人でやれるところは3人でやったらええわとね。やっぱり橋本市がやっている文化センター事業であれば、やはり4館統一した要員を決めていくというのが基本やと僕は思うんですけど。その辺、十分ご検討してください。当然のことなので。

館長のところはそういうふうに、できるだけ早く館長の非常勤をなくしていくのが基本やと思いますので、その辺、特に要望しておきます。1番はそれでいきたいなと思います。

2番目の運営費のところに入ります。運営費についても、先ほど答弁いただいたんですけども、かなり差異がありますね。運営委員会の委託料にしても大きな差があるわけでしょう。まず、一番大きなところでいくと、運営委員会の委託料ですね。ここがものすごい差があるはずですよ。400万円と1,000万円ですよ。岸上なんか1,000万円でしょう。原田文化センターが400万円、名古屋はもうちょっと、400万円ちょっとぐらいですか。かなり差があるんですけども、この辺についてはどう

为什么呢。基本的に、昔の大型館とか、新しい要綱によったら大型館とか普通館の区分を廃止ということになっておるでしょう。そやから、大きいから予算ようけ付けていく、小さいから予算付けへんというわけでもないでしょう。こういうことをしたらおかしな話なので、新しい要綱では大型館、普通館の区分を廃止していくんやと。みんな基本的には一緒にやっていくということなので、この運営費の運営委員会委託料に大きく差があるというのは、なぜなのでしょう。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）運営委員会の委託料につきましては、各館の運営委員会の中でご議論されて、そして当初予算として予算要求がされてきておるわけです。当然、市内4館ある中で、それぞれやっております事業、教室等も含めて、全く同じ事業をやっておるといったことでもございませぬし、違う事業もやられておりますので、当然、それに伴いまして委託料も変わってきてということでございます。

対象世帯数で申し上げますと、これはちょっと参考にならんかわかりませぬけども、対象世帯数で言いますと、原田が528世帯で47万4,000円、岸上が、岸上の場合は3館統合の神野々、岸上と3館を統合いたしましたので、世帯数が1,488世帯で100万円。伏原が1,137世帯で53万円、これは税を含んでおりませぬ。名古屋が116世帯で41万円という結果になっておるわけですが、運営費の委託料については、一定、統一していくべきものは統一していかなあかんのかなとというふうに私自身も思っておりますので、これにつきましても一度、じっくり各館の館長なり、運営委員会の皆さんとご相談をさせていただきながら、今後検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）部長、今言われたんですけど、1,000万円あるから1,000万円の事業をするんですよ。そうでしょう。400万円しかないから400万円の事業しかでけへん。そうでしょう。その辺から言うたら、やっぱりきちとね。対象世帯という、言うたら悪いけど、古い、いつまでもそういう同和対策事業と同じような対象世帯を言うてたら、それによって運営委託料を計算していたら、僕はだめやと思うんですよ。

そやから、やはり最終的には文化センターの今後のあり方もありますけども、それから言うても、やっぱり運営費、委託料というのは一定の線引きというのは僕は必要かなと。極端な差がある、特に、岸上は3館合併ということもあるといえども、それはもう昔の話やと僕は思うんです。その辺も含めて、部長、見直ししていただけるということなので、その辺よろしくお願ひしたいなと、期待したいなと思っております。

まだまだ違う部分があるんです。この運営費の中で、講師謝金というのがね。講師謝金にもばらつきがあるんです。その一つの文化センターで事業をやって、来ていただいた講師に対する謝金と、AのところとBのところの講師謝金が違うというのは、これ、なぜなんですか。Aのセンターで来てもうた講師謝金と、Bのセンターで来てもうた講師謝金が違うというのは、こんな市のあれであっておかしな話でしょう。講師謝金というのは、市として基本的には統一すべきやと思うんですけど、この辺についてご答弁お願ひします。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）確かに、4館の教室の講師謝金が差があるといった状況がございます。3館については横並びで同じぐらい

の金額でいっておるわけですが、1館につきましては、ほかの3館と比べましてちょっと金額が違っております。これにつきましても、過去の講師の先生に依頼をする中で、いろんな約束というんですか、そういうのもあった中で、なかなか見直ししづらいところもあるように私も伺っております。

ただ、今言われましたように、同じ教室で、同じ内容で、そして時間数も同じ時間ということになれば、当然、どちらかに合わせていくというのは、これは本来の姿であろうかというふうに思います。妥当な金額ということで、もう一度ゆっくり、これも来年に向けて運営委員会の皆さんにもご相談をさせていただきながら、検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）続いて、細かくいきます。開閉業務委託料というのがあるんですけども、開閉業務委託料についても、これ、大きくばらつきがありますね。15万円ぐらい使っているところと、26万円使っているところ。また、開閉業務を委託しないで嘱託職員が開閉業務をやっているところ。これはもちろん時間外と思うんですけどね。そやから、この辺も、何でそういう文化センターの開閉業務がばらつきがあるんなど。そうでしょう。まあ言えば、伏原、名古屋は職員がやっておるでしょう。嘱託職員が。これは多分時間外やと思うんですよ。で、岸上と原田は開閉業務委託料を払って開閉をやっただいておる。それでも15万円と26万円の差がある。なおかつ岸上は時間外処理をしておると。これは明らかにおかしなやり方ですよ。開閉業務を委託するのであれば、金額を決めて、すべての4つの館の開閉業務を同じ金額で委託する。職員にさせない。時間外処理をしないという

ことで統一すべきやと思うんですけど、その辺のご見解をお願いします。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）文化センターの設置要綱の中で、夜間の利用というのは、原則ですけども週2回と規定をされております。

1館につきましては、やはり地域のご要望なり、また、サークルなり、教室の活発というんですか、いう中で、それを超えて実際やられておるところも見受けられます。特に、サークル的な活動ですけども、同好会とかそういったものですけども、これにつきましては、文化センターをご利用いただくというよりも、むしろ公民館とか、あるいは違う小学校、中学校の体育館とか、そういったところをご利用いただいて、していただくというのが本来の姿かなというふうに私、思っております。

これについても、従来からそういう形ですって来ておりますので、使用料等の関係もございまして、いっぺんにいかんところがあるかと思っておりますけども、改善に向けて取り組んでいきたいなというふうに思うんですけども、ただ、やはりそれぞれの地域地域によって住民のニーズなり、また、先ほど6番議員も言われましたように、地域だけと違って、地域外から文化センターのご利用というのも相当、特に原田、伏原については顕著に増えてきております。そういったことで、交流の場という中で、そういったことも必要なふうと考えておるわけですが、ただ、原則として週2回ということがございまして、統一を図るように、また、規定どおりに行っていただくよう指導をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）この辺はきちっと見直ししてほしいんです。職員が時間外でしてい

る部分とね。なおかつ開閉業務委託料を払いながらまだ時間外をしておるといふね。これはおかしい話でしょう。だから、この辺は来年度に向けて見直しをきちっとしてください。お願いしておきます。

もう一点。あと二点ほどあるんです。この運営費のところ、印刷製本代ということで上がっておるんですけども、これ、よそは上がってないんです。これは文化センター便りのことやと思うんです。文化センター便り、3館は職員が原稿をつくって、それを印刷機にかけに行っておると。公民館とかそういうところに印刷機があるので、それでやっておるわけ。ものすごく安いですよ。で、ある館は出しておるわけですね。業者に。そうでしょう。あるんですよ、これね。こういうのも統一せんと、これだけで年間15万円ほど使っているんですよ。印刷製本代だけで。これ、1万円、2万円の世界で済むやつを、そままで印刷に、業者に出さなならんのかと。そうでしょう。3館はきちっと自分たちでやっておるんですよ。輪転機を使って。この辺もきちっと統一していかと、これ、何ぼでも改革できるでしょう。何も、どこに遠慮するんですか。こういうのを改革するのに。こういうのきちっとしてくださいよ。

それともう一点、電話の問題なんですけど、電話料、2館上がっておるんですけども、高野口の文化センターというのは電話がないんですね、これね。IP電話がないんです。ないでしょう。ないから結構年間で電話料が上がっておると思うんですけども。通話料がね。この辺も、いっぺん大事な施設であれば、きちっとIP電話を設置してやるぐらいの配慮が要るでしょう。そしたら通話料もまた変わってくるしね。その辺も含めて、ちゃんとやっていったることをやっぱりやっていく。厳しく整理するところは整理していくというこ

とで、きちっとやってください。ここはお願いしておきます。ちょっと時間があれなので。

3番の賃金についてということで、この部分、具体的な差がある理由というのは、私は感じませんでした。答弁がね。答弁では、結局規則に基づいて、いろいろ、職務の専門性、経験年数、職責を勘案して、基本賃金を内規していると。ほんで、文化センター館長としては、採用する嘱託職員については「高度な専門的知識を有し、または経験を必要とする業務」ということになっておるんですけども、こういうことで任命した文化センターの館長と、言うたら悪いですけども、例を出して言ったら、公民館の館長と、どない違うんですか。賃金格差があるでしょう。これだけええこと書いてくれて、かなりの人を採用しておるといふことになってきたときに、文化センターの館長と何で賃金1万円の差があるんですか。これは賃金のことなので、市民部長では当然答えられないと思うので、企画か副市長ぐらいには最低答えてもらわないかと思うんですけども。その辺、ちゃんと納得できる説明をしてください。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）6番議員のご質問でございます、出先の館長の賃金のばらつきということで、今、公民館長とのということでございますので、お答えをさせていただきたいと思います。

議員ご存じのように、各出先の館長につきましては、合併時から平成22年度まで、これは同額ということでお支払いをさせていただいておりました。ただ、その後、管理職の嘱託職員の賃金については、いろいろとご議論をいただきました。その中で、ただ今6番議員がおっしゃられました地区公民館との差でございますが、これにつきましては教育委員会のほうで、教育委員会の基本方針でござい



ます「人づくりはまち全体で行う」という方針のもとに、今後、生涯学習を展開する上で、ますます公民館長の役割は大きくなるということがございます。それと、これはご理解いただけるかと思うんですけども、業務が広範囲にわたる。原則公民館は、中学校区1館という原則なんですけども、かなり広範囲に広がるということで、当然、業務量も多く、複雑多岐にわたるというようなことで、公民館長については、昨年度23年度から改定を行いました。ただ、他の館、文化センターも含めてでございますが、そういった理由からは改定するには至らなかったということでございますので、この辺、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）納得できる理由ではないですよね。それはね。そしたら、文化センターの館長というのは、それだけ軽いものなんですか。人権啓発とかいろいろなことをやっているでしょう。ましてやこれ、国の補助金がついておるんですよ。4分の3と、2分の1は国で、4分の1が県の補助金もついているんですけども、やはり隣保館事業、大事やということで人権啓発を含めて大変大事な事業ということでやっているでしょう。

公民館も、僕、これ質問させてもらいました。嘱託館長は、公民館も含めて、文化センターも含めて、青少年センター、いろんなところを含めて嘱託職員の管理職でおられる方の賃金を是正してくれということで、一般質問をさせていただいたんですけど、そのときは公民館だけでありましたね。実際、今言われた説明理由では、ちょっと私は理解できませんね。1万円の違いというのがどこにあるんかというたらね。そしたら、特に公民館も結構貸館多いでしょう。公民館というのは結

構貸館多いんですよ。そんなところと、人権啓発も含めていろんな事業をやっている文化センターの館長と、どない違うんとなったら、理由付けは僕はできないと思います。

今回は文化センターに関する一般質問なので、文化センターの館長の賃金にこだわってますけども、本来、それだけではないんですよ。上げらしてもうたら、教育委員会でも青少年センターも違うし、家庭教育支援室長も違うんです。そうでしょう。本庁の主幹も違う。企業誘致の職員も違う。そうでしょう。むちゃくちゃなばらつきがあるでしょう。基本的に言うと。文化センターの館長の賃金だけと違うても。そうでしょう。教育委員会のラインに乗っておる室長と、本庁の主幹とどない違うんですか。そんなんも含めたら、もう全然やり方がおかしい。今回は文化センターのことなので、文化センターの館長の賃金にこだわってますけども、言えば全体的におかしい。全体的に。この辺、副市長はどない考えておられますか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）嘱託職員の賃金につきましては、ただ今、辻本議員がご指摘のとおり、いろいろな職種に応じましてばらつきがございます。ただ、その職種職種のの一つ一つの考え方の中で構築してきた部分もありますし、採用の際には、文化センターは今現在、公募はいたしておりません。その他はほとんど公募によるものが多いんですけども、その公募の際に、一応、賃金をきちっと示した形で公募をしておりますので、応募していただける方には、事前にそれを理解していただいた上で応じていただいているのかなとは思っております。

ただ、ご指摘のとおり、総合的に嘱託職員、それから臨時職員もそうですけれども、特に嘱託職員につきましては、基本賃金と割増賃

金、割増というんですか、それがございます。そんな中で、本市の場合は、基本賃金が県下の中でも安いと言われているんですけども、ただ、割増賃金については、今現在、市の正規職員よりは高い率でお支払いをしているという、ちょっとバランスというんですか、悪い点もございますし、県下で言えば最も高い率で割増のほうは支払っているというのもございます。そこらの点もトータル、この文化センターの館長だけではなくて、本当にご指摘いただいているとおりに、見直しを図っていくべき事項ということで考えております。

非正規職員につきましては、国のほうでいろんな問題視もされてまして、何らかの方針が出るのではないかということで、本市のほうでは、それを見た中で整理していこうかということで、今まで見送ってきている部分もあるんですけども、今後、全体をきちっと、その方針がなかなか出ませんので、本市でも全体をちょっと整理していきたいというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）公募して賃金出しているから、本人が納得して来ておるってね、そんな問題と違うんよ、副市長。市として、やっぱり嘱託のそういう管理職と言われる人の賃金というのは、基本的には統一してやらなあかんよ。ばらつきがあったらいかんのですよ。そうでしょう。どこにばらつきをつくる理由があるんかというのは、明確な理由はあれへんでしょう。ないのに、そのばらつきをつくるというのはおかしい話でしょう。

今、副市長言われたので、その嘱託、文化センターは公募してないと。ほんなら、嘱託主幹というのは公募しておるんですか。そうでしょう。そんなんもあるし、その辺も迫及していくといろいろ出てくるんで、基本的にはやっぱりきちっと見直しをしてほしいんで

すよ、これ。来年度に向けて。こんなばらつきがあったらおかしいでしょう。言うたら。そんなもん理由付けできへんのやから。はっきり言うて。公民館の館長と文化センターの館長と、どない違うんなど。仕事の内容は違うても、どれだけの責任感とかいろいろな問題、どない違うんなど。それ言うたら青少年センターもそうですよ。そこらも含めて全体的にやっぱり見直しせないかん。きちっと。で、見直ししてくれるんですね。きちっと。見直しをしてくれるんですね。それだけ確認しておきます。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）見直しの方向で取り組みたいとは思いますが、嘱託職員につきましては、組合との交渉事にも含まれますので、できるだけ早い時期に交渉はしていきたいとは思いますが、やはりそれに至る案づくりであるとか、多少時間はかかると思いますが、取り組んではまいりたいと思います。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）組合組合言いますけど、労働組合は嘱託職員の賃金をきちっと整理するのに文句言いませんよ。僕から言うたら、組合のほうから、本来、当局に対して言うていくべきことでもあるわけでしょう。関連労組があればね。本来、嘱託職員の賃金については、関連労組が当局に対していろいろ言うていくべきことでしょう。それを僕がこない言うて、賃金がきちっと整理されるのであれば、労働組合は何ら文句言うことないでしょう。整理されて良くなることに対して、労働組合が何を文句言うんですか。基本的に。

市長、ご体調あれなんで気使うんですけども、市長、一言だけ。副市長と話してもらち明かんよ。あなたは上げたくないという立場の人間やからね。はっきり言わしていただいて。そやから見直しをきちっとするかどうか、

それはやっぱり市長がやるって言うたら、やっぱり見直しせなしゃあないんでね。皆さんね。もう市長もじっと座っていただいて気使うんですけども、座っているより一言ぐらいしゃべったほうが、市長、元気出るん違うんかなと思うんで。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）辻本議員の言われている部分なんですけれども、私どもといたしましては、基本給、それから割増も含めて、総合的にやはり見直していかないといけないと思っておりますので、そのところはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）割増というのは時間外ですか。プラスアルファの管理職手当というか、まあもろもろで。時間外、ボーナス。

（「ボーナス」と呼ぶ者あり）

○6番（辻本 勉君）ボーナスだけね。その分ね。そやけど、それはやっぱり基本、同じような仕事して、同じような責任ある立場で仕事してるんやったら、基本的にはやっぱりそれは、基本給をそろえてやるというのが、僕は基本やと思いますよ。

ほんで、臨給というのは、これ、副市長は公務員やから何も知らんけど、臨給というのは能力査定が入っておるんですね。今、民間はすべて。臨時給付、年間臨給というのはね。一定の年間何ぼというのはあるけども、基本的には能力給が入ってくる、成果給とかね。そんなんで小細工をしたらあかんの。それだけお願いしておきます。とりあえず、要望として、きちっとしてください。

続いて4番目にいきます。老朽化の関係で、市民部長に説明いただいたので、1館だけは昭和後期に入ってからということなので、あとはもうかなり古いということで、これは補助金があるので、今の間に老朽化した部分を

やっぱりできるだけ直してあげてほしいというんかな。補助金対象になっておるんでしよう。この館の老朽化に関する部分といいますと、補助金対象になるのではないかなと思うんです。ここら載ってるはずですよ。新しい部分に出てると思いますので、その辺も含めて、できるだけ。あるんですよ。隣保館の改築等にといいことであって、「隣保館整備以降相当期間を経過したものも多く、その改修等が当面の課題となっているものも少なくない」と。隣保館の整備改築等については、平成9年以降、社会福祉施設整備費において、国庫補助の対象としているところである」ということになってますので、これも含めて、今の間に、補助金がいつまであるかわかりませんが、今の間にできる限りの整備をしてあげていただきたい。

これはバリアフリーについてもそうですよ。バリアフリーについてもやっぱりしてやらんと、これ、地域福祉の関係で言うたら、こういう施設は真っ先にバリアフリーをしていかんとあかん施設だと思えるんですよ。これもあるんですね。規模、構造、設備のところ、第6条で、「2階以上の建物については、昇降機を設置するほか、段差解消等のための傾斜路等の整備を図る等、その環境整備に努め、高齢者や障がい者の利用に配慮すること」というふうになっておるんです。結構、ほんまに障がい者とか高齢者が使いにくい施設になっていると思います。その辺、例を出していきますと、原田文化センターなんて2階に大きな広間があって、そこで健康体操をしたり、いろいろな事業をやっている中でいったら、まったくお年寄り、障がい者は行けません。階段上がっていかなあかんの、大変な状況になっているんですよ。そういう施設、4館あるんですけども、そういう状況をちゃんと把握していただいて、バリアフリーせんなん

ならんところはできるだけバリアフリーしていく。そやから、これは市単でやっていくといたら大変なものもあるんやけど、できるだけ補助金をもらえるようなときに、やっぱりきちっと調べていただいて、出して、きちっと対策を練ってください。これ、ますます地域のお年寄りというのは高齢化してきますので、この辺は一番大事かなと思いますので、よろしく願いしておきます。もうここは要望にしておきます。

続いて5番の部分ですけども、今後の隣保館の関係というたら、それはもちろん、ここに載っておるとおりに進めていくわけでありますけども、一つだけ部長にお聞きしたいんですけども、この要綱に、地域住民というのがものすごい出てくるんです。これね。部長は地域住民というのは、どういうふうにご理解をしているのか、ちょっとご答弁をお願いしたいんですけど。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）ここで、要綱で言われます地域住民につきましては、周辺地域も含んだ中での住民というふうに私は考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）ありがとうございます。

隣保館事業の問題につきましては、結構これ、かつらぎ町なんかは隣保館の設置要綱をなくしてということで、もう設管条例を廃止してという話も出てきてますし、そやからその辺でいきますと、かつらぎ町は、隣保館の果たす役割は終えたという審議会の答申が出されておるんですね。かつらぎ町は、隣保館の果たす役割は終えたという形の中で、今後どうしていくんなどということもあるんですけども、本市はその点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）先ほど演壇からのご答弁も差し上げたとおりでございますけども、現時点では運営費の補助金もございまして、現状のままでというふうにご考えております。ただ、補助金について、交付税という形になるのか、または現状のままでいくのかというのが、ここ二、三年の間にどうも国の考えが出るようでございます。そんな状況でございますので、出てからでは遅いと思いますので、これからじっくり時間をかけて、今後の文化センターのあり方について運営審議会、あるいは各館の運営委員会等とご相談をしながら考えていきたいなというふうに考えております。

ただ、近隣の町の名前が出て、そういった形というふうに言われておるようでございますけども、近隣の町自体もそういう形で結論を出しながら、そしたら、今ある文化センターをどういうような形で利用していくのかという一定の方向がなかなか出しづらいといった状況のように聞いております。そんなことで、せっかくの施設でございますので、有効利用も含めて検討していきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）すいません。ちょっと12時回ってしまいました。もう終わりたいと思います。

今、部長が言われたとおりで、法律があろうがなかろうが、やっぱりきちっと今から方向付けというのはしておく必要があるもので、そのことについては十分、運営審議会等を聞いていただいて、きちっと方向付けを、間違わないような方向付けをお願いいたしたいと思っております。

終わります。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時5分 休憩）